

令和2年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会

招集年月日	令和2年3月24日					
招集の場所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示す	開会	令和2年3月24日午後2時29分			臨時議長	中山 治
	閉会	令和2年3月24日午後3時33分			議長	吉田 宏
	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	中山 治	○	16		
	2	染谷 礼子	○	17		
	3	古川 よし枝	○	18		
	4	小堤 修	○	19		
	5	落合 信太郎	○	20		
	6	金澤 克仁	○	21		
	7	山野井 隆	○	22		
	8	吉田 宏	○	23		
	9	結城 繁	○	24		
	10	加増 充子	○	25		
	11			26		
	12			27		
13			28			
14			29			
15			30			
会議録署名議員	1番	中山 治		2番	染谷 礼子	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局 長	前島 修		議事係	斉藤 佐武郎 谷口 江利子 小林 勇	

地方自治法第1 21条により説 明のために出席 した者の氏名	管 理 者	藤 井 信 吾
	副 管 理 者	小 田 川 浩
	事 務 局 長	瀬 尾 一 弘
	次 長	穂 鹿 毅
	経 営 課 長	齊 藤 隆
	保 全 課 長	小 林 弘 幸
	水 再 生 課 長	榎 根 本 嗣 郎
	整 備 課 長	中 山 茂
	経 営 課 長 補 佐	長 塚 学
	経 営 課 長 補 佐 兼 会 計 係 長	近 内 伸 一 郎
	保 全 課 長 補 佐	渡 邊 敏 明
	保 全 課 長 補 佐 兼 保 全 係 長	岩 沢 一 実
	水 再 生 課 長 補 佐	海 老 原 義 孝
	整 備 課 長 補 佐	齊 藤 宏 幸
	総 務 課 契 約 検 査 係 長	海 老 原 一 彦
	経 営 課 経 営 係 長	坂 木 昇
	経 営 課 料 金 係 長	日 野 由 里 子

	經營課排水普及係長	石井信吾
	保全課管路更生係長	谷口良倫
	水再生課計画係長	宮田俊明
	水再生課水再生係長	倉島孝夫
	整備課整備1係長	木村修夫
	整備課整備2係長	椎名正徳

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和2年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

令和2年3月24日

午後2時29分開会

- 日程第1 仮議席の指名
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙について
- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第5 議案第1号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第3号 取手地方広域下水道組合監査委員条例及び取手地方広域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 令和元年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第5号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算
- 日程第8 一般質問
- 追加日程第1 同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

令和2年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 令和2年3月24日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
3月24日	午後2時29分	本会議	議会議場	仮議席の指定 議長の選挙 議席の指定 副議長の選挙 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 一般質問 同意案第1号

令和2年第1回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

令和2年3月24日（火曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後2時29分開会

○**議会事務局長（前島 修君）** 議会事務局長の前島と言います。よろしく申し上げます。
事務局から申し上げます。

これから開会されます令和2年第1回取手市地方広域下水道組合議会定例会は、先日両構成市で執行されました市議会議員一般選挙後初めて招集された議会でございます。

したがいまして議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日出席されている議員の中で、中山 治議員が年長の議員でありますので、議長の選挙終了まで臨時議長の職務をお務めいただきたいと思います。

中山 治議員、議長席のほうへお願いいたします。

○**臨時議長（中山 治君）** ただいま紹介されました中山 治です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和2年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

ここで管理者から特に発言を求められておりますので、日程に先立ちまして、この際、これを許します。

管理者藤井信吾君。

○**管理者（藤井信吾君）** 令和2年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連についてご報告申し上げます。

国内の複数の地域において感染者が確認をされており、昨日になりますが、茨城県内におきましても5人目の感染者が確認されたと発表がありました。

本組合におきましては、職員を初め、事業に関わる全ての作業従事者の健康管理に留意するほか、事業者の意向を尊重し、必要に応じて事業期間の見直しを行うなど適切な対応をとってまいりたいと考えております。

今後も引き続き、関係機関と連携をとりながら適切な対応をしてまいりますので、議員の皆様におかれましては、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日は、さきに行われました取手市並びにつくばみらい市議会議員一般選挙後の

初めての議会となります。選出された議員の皆様におかれましては、多くの市民の皆様の信任を得てご当選されましたことを心よりお喜びを申し上げます。

これからの取手市とつくばみらい市発展のため、下水道もその一翼を担っているところでございます。組合と議会が両輪となって、その役割を果たしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本組合が行っております下水道事業は、市民生活に欠くことのできない社会インフラでございますが、現在、高度経済成長期に集中的に整備をされました社会資本ストックである道路、橋、そして下水道などのインフラが、今後急速に老朽化することが懸念をされております。

政府の発表におきましても、今後20年間で、建設後50年以上を経過する施設の割合が加速度的に高くなるというデータも示されております。

本組合が管理する処理場と管渠も、建設後30年を超える施設もでございます。近年では、未普及地域の整備のほか、老朽化施設の改築事業にも着手をしているところでございます。

今後の事業を進める中でも、コストと安全性のバランスを鑑みて戦略的に対処してまいりたいと考えております。

また、下水道事業を持続させるためには、安定した財源の確保も重要な課題でございます。健全で安定した財政運営を図るため、今年度より検討を進めております経営戦略を来年度には策定をいたしまして、しっかりとした収入と支出の将来予測を立ててまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、長期にわたり市民の皆様が安心して下水道をご利用いただけるよう健全なサービスの提供確保に努めてまいりたいと考えておりますので、今後も引き続き、議員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（中山 治君） これより日程に入ります。

_____ ○ _____

仮議席の指定

○臨時議長（中山 治君） 日程第1，仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

_____ ○ _____

選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（中山 治君） 日程第2，選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中山 治君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中山 治君） 異議なしと認めます。よって、本職が指名することに決定しました。

議長に、吉田 宏君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま本職が指名しました吉田 宏君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中山 治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました吉田 宏君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました吉田 宏君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

それでは、吉田 宏君、就任の挨拶をお願いいたします。

○議長（吉田 宏君） ただいま皆様のご推挙により取手地方広域下水道組合の議会議長を仰せつかりました吉田 宏でございます。議会運営がスムーズに行くよう努めてまいりますので、議員の皆様のご支援をお願いします。

また、藤井管理者、小田川副管理者と議会が両輪となって、より効果的な下水道事業を推進し、取手市とつくばみらい市発展のため尽力させていただく所存でございます。

ご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（中山 治君） 以上で、当選人の挨拶は終わりました。

議長が決定しましたので、臨時議長の職務はこれをもって終了しました。皆様のご協力によりまして、無事に臨時議長の職務を遂行することができましたことを御礼申し上げます。

議長と本席を交代するため、自席で暫時休憩といたします。ありがとうございました。

午後2時39分休憩

午後2時41分再開

○議長（吉田 宏君） それでは、再開いたします。

○

議席の指定

○議長（吉田 宏君） 日程第1，議席の指定を行います。

議席は，会議規則第4条第1項の規定により，お手元に配付しましたとおり指定いたします。

議席番号及び氏名を朗読させます。

議会事務局長補佐斉藤佐武郎君。

○議会事務局長補佐（斉藤佐武郎君） それでは，議席及び氏名を読み上げさせていただきます。

1番中山 治議員，2番染谷礼子議員，3番古川よし枝議員，4番小堤 修議員，5番落合信太郎議員，6番金澤克仁議員，7番山野井 隆議員，8番吉田 宏議員，9番結城繁議員，10番加増充子議員，以上でございます。

○議員（吉田 宏君） ここで議席氏名標の確認を行うため，自席で暫時休憩といたします。

午後2時41分休憩

午後2時41分再開

○議長（吉田 宏君） それでは，再開いたします。

○

会議録署名議員の指名

○議長（吉田 宏君） 日程第2，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は，会議規則第81条の規定により，議長において，1番中山 治君，2番染谷礼子さんを指名いたします。

○

会期の決定

○議長（吉田 宏君） 日程第3，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は，本日1日限りにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 異議なしと認めます。よって，会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（吉田 宏君） 日程第4，選挙第2号，副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については，地方自治法第118条第2項の規定により，指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 異議なしと認めます。よって，選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については，本職が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 異議なしと認めます。よって，本職が指名することに決定いたしました。

それでは，副議長に，染谷礼子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま本職が指名しました染谷礼子さんを，副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 異議なしと認めます。よって，ただいま指名しました染谷礼子さんが副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました染谷礼子さんが議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により，当選の告知をします。

それでは，染谷礼子さん，就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（染谷礼子君） ただいま，ご推挙をいただきまして副議長の任を賜りました染谷でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

これよりは吉田議長をしっかりと補佐し，取手下水道組合議会の円滑な運営に努めてまいります。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（吉田 宏君） ともによろしく願いいたします。

以上で，当選人の挨拶は終わりました。

○

議案第1号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備に関する条例について

議案第3号 取手地方広域下水道組合監査委員条例及び取手地方広域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（吉田 宏君） 日程第5，議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者，藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは，議案第1号から第3号までを一括いたしまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに，議案第1号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてであります。

本件につきましては，地方公共団体で任用しております臨時職員及び非常勤職員について，令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員の制度が導入されることに伴い，会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため，本条例を制定するものであります。

次に，議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本件につきましても，令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員の制度が導入されることに伴い，関連する条例の改正を一括して行うものです。

最後に，議案第3号 取手地方広域下水道組合監査委員条例及び取手地方広域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は，地方自治法が改正され，引用する同法第243条の2が繰り下げられたことに伴い，関係条例の一部を改正するものであります。

以上，3件を一括いたしまして提案理由のご説明を申し上げます。提出した議案につきまして，慎重審議の上，可決決定くださいますよう，よろしく願いを申し上げます。

○議長（吉田 宏君） これから質疑を行います。質疑は申し合わせにより1つの議事日程につき，答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数制限はありません。

念のために申し上げます。質疑を行う議員は，一般質問と同様，1回目の質疑は登壇して行い，質疑後は質問席で待機し，2回目以降は質問席で行ってください。質疑が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましては，1回目の答弁は登壇して行い，答弁後は自席で待機し，2回目以降の発言は自席で行ってください。

それでは，これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第3号を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田 宏君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田 宏君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 取手地方広域下水道組合監査委員条例及び取手地方広域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田 宏君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

議案第4号 令和元年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（吉田 宏君） 日程第6、議案第4号 令和元年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは、議案第4号 令和元年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、主要な建設改良事業において、ポンプ場及び管きょ建設費を減額するものでございます。

第3条の下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支につきましては、収入及び支出においてそれぞれ9,486万3,000円を減額、第4条の新たな下水道施設の整備や既存施

設の更新を行うための資本的収支につきましては、収入において4,072万8,000円を減額、支出において1億7,054万3,000円を減額するものでございます。

収益的収支及び資本的収支の主な補正理由といたしましては、請負差金及び執行額の確定により減額するものでございます。

以上、令和元年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由をご説明申し上げました。提出した議案につきまして、慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 令和元年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田 宏君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

議案第5号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算

○議長（吉田 宏君） 日程第7、議案第5号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは、議案第5号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度の予算でございますが、第2条業務の予定量といたしまして、接続戸数3万9,540戸、年間総排水量1,044万立方メートル、1日平均排水量2万8,603立方メートルを予定しております。

予算の規模でございますが、第3条収益的収入については43億3,369万9,000円で、前年度当初予算と比べまして0.03%の増、支出については42億2,621万9,000円で、前年度と比

べ0.5%の増となり、前年度とほぼ同規模の予算となっております。

第4条資本的収入については21億544万8,000円で、前年度と比べ14.7%の減、支出については35億2,381万1,000円で、前年度と比べ8.6%の減となっております。資本的収支については、前年度に交付金の追加内示などもあり、ポンプ場の改築事業を前倒しして実施したことによりまして、予算額が減となったものでございます。

令和2年度の予算編成に当たりましては、平成30年度末の下水道普及率が71.3%で、その前の年と比べ1.2%の上昇、また、汚水処理人口普及率におきましても86.7%と、その前の年と比べ0.8%の上昇と、着実に整備を進めている状況でございまして、来年度も引き続き未普及地域の整備促進を基本方針とし、事業を展開してまいります。

また、処理場や下水道管渠施設の老朽化も近年顕著にあらわれておりますが、持続可能なサービスの提供を確保するため、各施設の改築事業もあわせて実施してまいります。

財政状況は年々厳しさを増しておりますが、計画的な経営基盤の強化を図り、より一層の下水道サービスの提供を展開してまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上、令和2年度予算の概要についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、事務局長より説明をさせますので、お手元の予算書及び予算補足資料によりご審議をいただき、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 宏君） 引き続き、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） それでは、議案第5号について補足説明をさせていただきます。

別冊で配付しております予算補足資料の3ページをお開きください。

予算実施計画の内訳書でございます。

初めに、下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支についてご説明をいたします。

収入の部、上段の下水道事業収益の総額として43億3,369万9,000円の収入を見込んでおります。

営業収益については、主たる営業活動により生じる収益で、下水道使用料、構成市負担金、下水道手数料の収入を見込んでおり、下水道使用料の収入は12億4,259万5,000円で、営業収益の約90.3%を占め、金額で申しますと前年度比1,935万4,000円の増、率にしまして1.6%の増となっております。

中段の営業外収益については、主たる営業活動以外の収益で、構成市補助金、長期前受金戻入、消費税及び地方消費税の還付金等の収入を見込んでおります。

次に、4ページをごらんください。

支出の部でございます。

上段の下水道事業費用の総額として42億2,621万9,000円の支出を予定しております。

営業費用については、4ページから5ページにかけまして、議会活動に要する費用、また、施設の維持管理に要する費用として、処理場費、ポンプ場費、管きよ費を計上しております。

主な内容としましては、4ページ中段から下段の説明欄において、処理場、ポンプ場施設などの包括管理業務に要する費用を計上しておりますが、本業務については、令和2年9月をもちまして3カ年の契約期間が満了するため、本予算案において新たに令和5年度までに要する費用を債務負担行為として設定をしております。

次に、6ページをごらんください。

下水道使用料の調定業務などに要する業務費となります。

主な内容としましては、上段に報償費として受益者負担金の前納に対する報奨金の計上、その下、奨励費として水洗便所の改造に要する資金の一部助成、また、低宅地などにより宅内排水ポンプが必要となったときの資金の一部助成に要する費用を計上しているほか、下段のほうをごらんいただきまして、平成17年度から実施しております下水道ふれあいフェアの開催に要する費用、また、下水道使用料の徴収事務に要する費用として、茨城県南水道企業団へ負担する会費負担金を計上しております。

次に、7ページから8ページについては、事業活動全般に関わる総係費、8ページの中段をごらんいただきまして、営業活動に携わる職員の給与費、有形固定資産の当該年度分減価償却費、資産除去に要する費用を計上しております。

9ページをごらんください。

営業外費用については、下水道施設の建設時に借りました企業債の支払利息、受託工事費のほか、下水道使用料等の過誤納付が生じたときの還付金を計上しております。

予備費については、下水道施設の老朽化により生じております施設の修繕工事等に速やかに対応するため、計上するものでございます。

次に、10ページをごらんください。

新たな下水道施設の整備や既存施設の更新を行うための資本的収支についてご説明をいたします。

収入の部、上段の資本的収入の総額として21億544万8,000円の収入を予定しております。

主な内容としまして、建設改良事業に要する企業債の借り入れ、構成市からの出資金、企業債の元金償還に要する構成市からの補助金、また、国庫補助金等の収入を見込んでいるほか、負担金等については、下水道整備に伴い対象地域の受益者の皆様よりご負担いただきます受益者負担金等の収入見込み額でございます。

次に、11ページをごらんください。

支出の部となります。

支出の部、上段の資本的支出の総額として35億2,381万1,000円の支出を予定しております。

す。

11ページから12ページの主な建設改良事業につきましては、処理場建設費として、11ページ中段、工事請負費においては、県南クリーンセンターの汚泥濃縮槽機械・電気設備の増設工事を前年度からの継続事業として実施するほか、新たに2カ年の継続事業として、自家発電設備の改築工事を実施いたします。

ポンプ場建設事業においては、つくばみらい市山王新田汚水中継ポンプ場の水路部の防食対策として設計業務に要する委託料を計上しております。

12ページをごらんください。

管きょ建設事業につきましては、中段の工事請負費において、さらなる下水道の普及拡大を図るため、取手市内においては南部2号幹線、北部4号幹線、新川1号幹線工事を推進するほか、面的整備を約10ヘクタール実施いたします。

つくばみらい市内においては、武兵衛新田1号・2号幹線、伊奈1号幹線工事を推進するほか、面的整備を約6ヘクタール実施いたします。

また、下水道総合地震対策の一環として、北部幹線と伊奈山王幹線の二条化工事を実施いたします。

次に、13ページをごらんください。

下水道事業計画の策定に要する経費として、上段の委託料において総合地震対策の計画変更に必要な費用、また、持続可能な下水道事業の運営に向けた、行政界を越えた汚水処理事業の広域化・共同化の検討に必要な費用、計画的な予防保全型の施設管理、施設の安全性とコスト削減を目的とした管路施設のストックマネジメントを実施するため、業務委託に必要な費用を計上しております。

このほか、建設改良に携わる職員の給与費、固定資産購入費については、事務用パソコンのほか、管渠の詰まりなどが生じたときに迅速かつ的確に対応するため、調査用のカメラ購入に必要な費用を計上しております。企業債償還金については、企業債の元金償還に必要な費用を計上しております。

14ページ以降につきましては、令和2年度主要な建設改良事業に関する資料として、事業の内訳書、また、事業箇所図を添付しておりますのでご参照ください。

以上、令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について補足説明をさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 宏君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田 宏君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

一般質問

○議長（吉田 宏君） 日程第8，一般質問を行います。

一般質問は、一括質問一括答弁制と一問一答制を各議員が選択することになっています。

念のために申し上げます。一括質問一括答弁制を選択して質問を行う議員は、従来どおりです。一問一答制を選択して質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。自己に関係する質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

なお、一問一答制の時間制限は、申し合わせにより1人20分以内となっております。

それでは、質問を許します。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。一般質問を行います。

その前に、私の質問事項の中で2番目の経済対策についての順序なのですが、1番が消費税導入、それから、2番目に受益者負担金・宅内工事費に入れかわり、3番目を新型コロナウイルスに関係する、その内容について伺いますので、よろしくお願いします。

初めに、公共下水道事業（汚水）促進と老朽化対策について伺います。

下水道事業開始から30年以上を経過しておりますが、下水道法でも当組合の条例でも、市民の公衆衛生の向上及び市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため下水道事業を設置する等、市民の生活が快適に過ごせる環境整備促進が求められております。そうした中で、現状についての把握と今後の課題について伺います。

まず初めに、未整備地区の進捗状況について伺います。

平成元年6月に出されたこの事業概要では、整備率が取手市で見ますと85.9%となっておりますが、具体的にお示しいただきたいと思っております。

○議長（吉田 宏君） 答弁を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） ただいまの加増議員の質問にお答えをいたします。

お手元の議案第5号 令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算補足資料をもとに説明をいたしますので、資料19ページの令和2年度取手市事業箇所図をお開きください。

初めに、青色で着色されている箇所が、平成30年度までに整備済みとなっている箇所でございます。そして緑色で着色しております箇所が、令和元年度に整備を実施している箇所でございます。

続きまして、取手地区の整備状況でございますが、国道294号を基準にご説明をいたします。

南側の国道6号周辺の白山地区、取手競輪場周辺及びふれあい道路に隣接いたします新町地区、中央タウン等を含む西地区は、おおむね整備が完了をしております。

次に、国道6号を基準としましてご説明をいたします。

東側はおおむね整備が完了しております。西側につきましては、白山商店街周辺の白山地区、関鉄ニュータウン及び都市計画道路3・4・3号線周辺の本郷地区、これもおおむね整備が完了しております。

続きまして、藤代地区でございます。

藤代地区につきましては、取手市役所藤代庁舎周辺の藤代地区、JR藤代駅周辺の宮和田、片町、藤代南地区、箇所図右下に位置する桜が丘地区、取手地区と藤代地区のおよそ中間に位置する光風台地区、小貝川の北側に位置する萱場、下萱場、紫水地区もおおむね整備が完了をしている状況でございます。

○議長（吉田 宏君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 質問の最初に、先ほど「平成元年」と私が間違っていました。が、「令和元年」の間違いですので訂正をお願いいたします。

二つ目ですが、これまでも私は何回もこの問題で伺ってまいりました。平成30年第1回定例会でも伺ってまいりました。その中で、その後の状況はどのようになっていますでしょうか。具体的をお願いします。

○議長（吉田 宏君） 事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） ご質問にお答えをいたします。

平成30年第1回定例会以降の進捗状況を整備面積でご説明をいたします。

初めに、取手地区ですが、平成30年度に約13ヘクタールを整備し、翌令和元年度は、現在施工中の工事を含みますが約10ヘクタールを整備いたします。取手地区は2カ年の合計で約23ヘクタールとなります。

次に、藤代地区でございますが、平成30年度に約4ヘクタールを整備し、翌令和元年度は、こちらも現在施工中の工事を含み約3ヘクタールを整備いたしますので、2カ年の合

計で約7ヘクタールを整備いたします。

両地区を合わせますと約30ヘクタールとなりますので、年間では約15ヘクタール、こういう形の進捗状況となっている状況でございます。

○議長（吉田 宏君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。これまでこのように、平成30年第1回の定例会のときにも質問をいたしました。その後、30ヘクタールということなんですけれども、これからはまだまだ整備されていないところもあります。今後の計画についてはどうなっているのでしょうか、お願いします。

○議長（吉田 宏君） 事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） ご質問にお答えをいたします。

お手数ですが、引き続きお手元の先ほどの資料をご確認いただいて、19ページです。

令和2年度取手市事業箇所図をごらんください。

まず、緑色に着色されている箇所が、令和元年度に整備を実施しているところでございます。今後の整備地区につきましても、令和元年度に整備している地区周辺を整備していきます。

なお、赤色に着色されている箇所が、令和2年度に整備を予定している箇所でございます。

初めに、取手地区で今後整備を進めていく地区といたしましては、白山公民館周辺の白山、井野台、中原町、新取手、駒場、野々井、米ノ井、下高井、上高井、戸頭地区でございます。

次に、藤代地区でございますが、小貝川の南側の地区では、櫛木、小浮気、谷中地区、小貝川の北側の地区では、上萱場、浜田、双葉地区の整備を順次進めてまいります。

○議長（吉田 宏君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今、今後の整備ということで伺いましたが、計画は赤色で染められたところが令和2年度の計画ということなんです。この未整備地区が全部終わるまでにはどのぐらいを見通していらっしゃるのでしょうか、それをお願いします。わかりますか。

○議長（吉田 宏君） 次長穂鹿 毅君。

○次長（穂鹿 毅君） ただいまの加増議員のご質問にお答えしたいと思います。

具体的な数字というものは、なかなかここではお示しできないかと思っております。ただ、公共下水道、こちらは住民の皆様もご期待されているのは当然でございます。少しでも早く事業を進捗していくということの熱意を感じ取っていただければと思います。

また、具体的な進み具合については、お示しをしてお説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉田 宏君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。

次に、伺います二つ目なんですけれども、経済対策について伺います。

経済状況も厳しくなっている今日です。消費税10%問題、そして新型コロナウイルス感染拡大が広がる中、経済にも多大な影響を及ぼしております。そして、当然、廃業も出ているのが現実であります。

当下水道組合の中での影響について伺いたいと思いますが、初めに、消費税10%導入後、どのような影響が出されているかお願いします。

○議長（吉田 宏君） 事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） ただいまの加増議員のご質問にお答えをいたします。

消費税率が引き上げとなりました令和元年10月1日から、約6カ月が経過をしているところでございます。改正後におきましても、下水道使用料における収納率は例年どおり安定をしており、10月1日を基準とした排水設備工事の申請・完成件数の平均値による比較では、いずれもこれまでと同等で変わりはありません。

なお、消費増税後約6カ月と期間がまだ短いため、現在のところ、消費増税による影響について、まだ判断するには至っておりません。私どももそうですが、消費者の皆様方は、当然のことながら、増税に対する防衛策として節約をしていくのが当たり前だと感じております。

今後とも景気の動向に注視していきたいと考えております。

○議長（吉田 宏君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 大変ここで失礼なんですけど、下水道管渠の老朽化対策についての質問を抜かしてしまったんですよ。それが全部終わってから続けてもよろしいでしょうか、議長。

○議長（吉田 宏君） よろしいです。

○10番（加増充子君） いいですが、では一番最後に下水道管渠の問題でよろしいですか、済みません、ごめんなさい。

では、次に、今、消費税10%導入後はこれからだということで注視していくということなんですけど、受益者負担、それから、宅内工事費負担の軽減について伺うんですけど、これまでも、この問題は私も何回も取り上げてまいりました。そして、下水道整備のおくれから年金者、またひとり暮らしなどがふえている中で、排水設備工事費用が困難になっているという現状であります。そうした中で、当組合の条例で生活保護世帯に対する減免適用がうたわれております。

うたわれておりますけれども、その後、その状態に近い非課税世帯などの方々への対応が今、強く求められているんですけども、特別な事情があると認められる世帯及び生活困窮者への軽減策は急務であるというのは、どなたもお感じになっていると思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（吉田 宏君） 事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） 加増議員のご質問にお答えをいたします。

まず、受益者負担金のほうについてでございます。

これについては昭和60年度から徴収を開始しておりますが、従来より受益者の負担能力に応じた減免制度はやっぱりございます。

なお、今後におきましても市民の高齢化による経済的な問題、また、空き家対策等は、下水道においても重要な課題であると認識は当然しております。今後、整備を進めていく上で該当地区の現状を検証し、慎重かつ丁寧に対応していきたいと考えております。

また、生活保護の方については、当然、減免制度というものがあります。ただ、それと同等ぐらいの収入の方というのがいるのも事実であります。

また、組合においては、そういう形の方に対しての減免制度の扱いをしたということはまだないんですが、収入等がわかるものがあれば、それを基準にしていろいろ考えていきたいと思っております。

市税等の滞納処分、私、納税課にいましたので、市税等の滞納処分の執行停止を参考とした場合、その世帯の人数にもよります。これについては大体1世帯当たり100万円という基準も出ていますので、そういうことも鑑みながら対応していきたいと思っております。

あと、なかなか宅内工事の費用がやっぱりかかるということでございます。これは何回も、平成31年の第1回定例会でも、加増議員からご質問をいただいていると思っております。

また、同じような回答になってしまいますが、排水設備工事において改造資金の融資あつせん助成制度、こういうものがございます。また、宅内排水ポンプ槽の設置に係る補助制度もございます。こういうものを有効活用していただければと思っております。

また、排水設備の代金の支払い、これ当然本当ですと一括払いということですが、現在は分割払いが可能なそういう指定工事店もございますので、見積もりをとっていただくときには、必ず確認をして契約をしていただければと思っております。

同じような答弁になってしまいますが、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（吉田 宏君） 加増充子さん、3分前です。

○10番（加増充子君） これも何回も伺っておりますが、やはり今の状況は前回伺っているよりも、さらに状況が困難になっているのがふえているんですね。だから、ここで思い切って、経済が厳しい中では公的な軽減策、本当にここで思い切って少しでも前に進むように、関係するそれぞれの自治体と協議を進めていただきたいと思います。その件についても、まだ分割可能というところで考えられないのでしょうか、どうでしょうか、協議を進めていただきたいと思います。

○議長（吉田 宏君） 事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） 加増議員のご質問にお答えいたします。

やはり一番に未接続ですか、接続しないという理由は浄化槽がまだ利用できる、また、

空き家です、あとは最終的には資金調達が経済的に余裕がないと、そういう順となっております。

経営課職員が直接お宅を訪問して、いろいろとお話を、接続の促進活動は行っておりますが、なかなか難しい状況があると、我々組合としても認識をしております。

思い切った経済支援というか、そういうことですが、これは構成市、当然、取手市、つくばみらい市とも連携を図っていかなくちゃならないと思っておりますが、なかなか構成市のほうも財政状況が厳しいという状況でございます。これはそういう状況を、連絡を密にしながら、今後もいい方向に行けばいいんですが、我々も忘れませんので、今後も検討課題としていきます。

○議長（吉田 宏君） 1分前です。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 本当に構成市の財政状況も、それは大変な状況はよくわかっておりますが、「いい方向へ」と今、局長がおっしゃってしまして、「忘れません」とおっしゃっていただいたんですが、本当に大変な状況がある中で、これを本当に進めていかなければ、せっかくの公共下水道の工事が進まないというのは、環境がよくなる一つでもありますので、これは絶対忘れないで、この関係自治体との協議を進めて、一歩前へ進めていただきたいなと思っております。

これで質問を終わりますが、先ほど議長にお願いしましたが、今、金澤議員が持ってきていただいた一般質問についての申し合わせ事項の中にありましたので、それは後でということに終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 宏君） 以上で、加増充子さんの質問は終わりました。

本日、管理者から同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてが追加で送付されました。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 異議なしと認めます。よって、この際、同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加議案配付のため休憩します。

午後3時29分休憩

午後3時30分再開

○議長（吉田 宏君） 再開します。

○

同意案第 1 号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

○議長（吉田 宏君） 追加日程第 1，同意案第 1 号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により金澤克仁君の除斥を求めます。

〔6 番金澤克仁君退場〕

○議長（吉田 宏君） 提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 同意案第 1 号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

当下水道組合議会選出の監査委員を、地方自治法第196条第 1 項の規定により、金澤克仁氏を適任者として選任いたしたく提案するものでございます。

以上、同意案第 1 号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 宏君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 宏君） 討論なしと認めます。

これより、同意案第 1 号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田 宏君） 挙手全員であります。よって、同意案第 1 号は原案のとおり同意することに決定しました。

金澤克仁君の除斥を解除します。

金澤克仁君の入場を求めます。

〔6 番金澤克仁君入場〕

○議長（吉田 宏君） これにて本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、令和 2 年第 1 回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

午後 3 時 3 3 分閉会